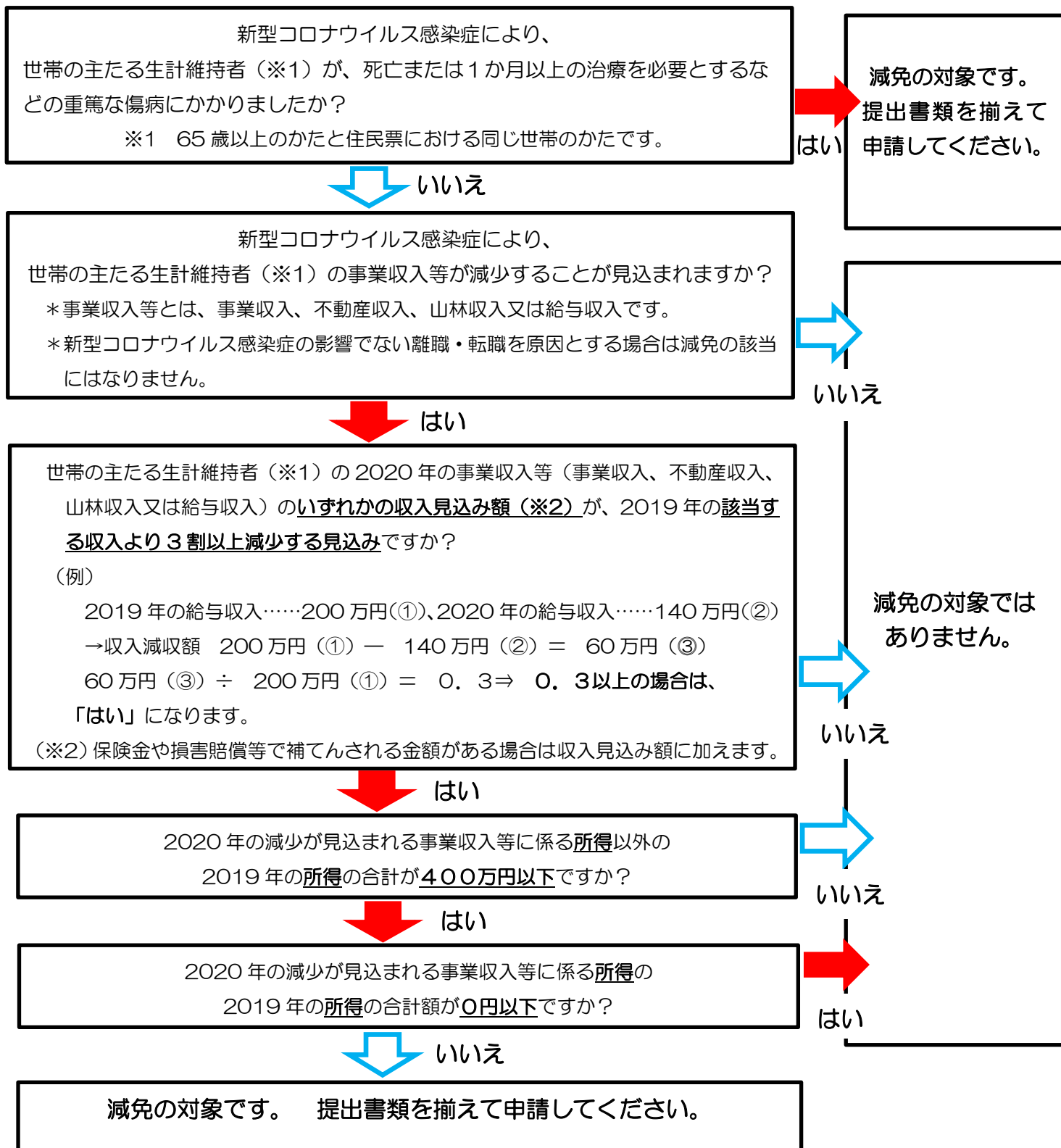


# 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免についてのご案内

## 1 減免の要件

以下のフローチャートで、減免の要件を満たすかどうか確認のうえ申請してください。



## 2 提出書類

次の提出書類を郵送してください。

- (1) 主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症に罹患し、死亡した。  
次の①～③の書類が必要です。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減額・免除申請書（区の様式）  
⇒ ホームページからダウンロードしていただくか、お電話でご請求ください。
- ② 申請者の本人確認書類のコピー
  - ・1点で可（運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード等顔写真がついたもの）
  - ・2点必要（介護保険・健康保険被保険者証、年金手帳、診察券、公共料金領収書等のコピー）
- ③ 主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、死亡したことが確認できる死亡診断書等

- (2) 主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症に罹患し、1か月以上の治療を必要とするなどの重篤な傷病を負った。  
次の①～③の書類が必要です。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減額・免除申請書（区の様式）  
⇒ ホームページからダウンロードしていただくか、電話でご請求ください。
- ② 申請者の本人確認書類のコピー
  - ・1点で可（運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード等顔写真がついたもののコピー）
  - ・2点必要（介護保険・健康保険被保険者証、年金手帳、診察券、公共料金の領収書等のコピー）
- ③ 主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、重篤な傷病にかかったことが確認できる医師の診断書や保健所から交付された措置入院勧告書等

(3)新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の2020年の事業収入、不動産収入、山林収入、又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当するかた。

- ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填される金額を控除した額）が、2019年の当該事業収入等の額の3割以上である。
- イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の2019年の所得の合計が400万円以下である。

次の①～⑤の書類が必要です。（事業等の廃止や失業のかたは⑥も必要）

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減額・免除申請書（区の様式）
- ② 主たる生計維持者の収入申告書（区の様式）  
⇒ ①、②はホームページからダウンロードしていただくか、電話でご請求ください。
- ③ 申請者の本人確認書類のコピー
  - ・1点で可（運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード等顔写真がついたもののコピー）
  - ・2点必要（介護保険・健康保険被保険者証、年金手帳、診察券、公共料金の領収書等のコピー）
- ④ 2020年（令和2年1月1日～）の収入状況を確認できる書類  
申請日前までの2か月分以上のコピー  
（例）給与明細書、給与振り込みが分かる預金通帳、売上台帳など  
7月申請の場合……5～6月分、8月申請の場合……6～7月分 等
- ⑤ 2019年（平成31年1月1日～令和元年12月31日）の収入及び所得が確認できるもののコピー  
（例）・給与収入（確定申告書A、源泉徴収票、住民税申告書の控え 等）
  - ・事業収入（各定申告書B、青色決算申告書の控え等の該当部分）
  - ・不動産収入（各定申告書B、青色決算申告書の控え等の該当部分）
  - ・山林収入（各定申告書B、青色決算申告書の控え等の該当部分）

2019年中の所得の申告が必要なかたで、申告を行っていないかたは、申請前に申告を行ってください。申告されていない場合は、審査ができません。

- ⑥ 事業等の廃止や失業されたかた  
（例）廃業届、退職証明書、離職票等

(4) 申請受付期間

令和3年3月31日まで(必着)

(5) 提出先

〒153-8573 目黒区上目黒2丁目19番15号

目黒区介護保険課 介護保険資格・保険料係

電話 03-5722-9845

153-8573

東京都目黒区上目黒2丁目19番15号

目黒区役所 介護保険課

介護保険資格・保険料係



郵送する際に切り取って封筒に貼り付けてください。

### 3 申請にあたっての注意事項

(1) 提出書類の審査

提出された申請書及び提出書類に不備や不足があった場合は、再度の提出や追加送付をお願いすることがありますので、提出される前に十分確認のうえ提出してください。書類に不備や不足がない場合、提出後1~2か月で審査結果を送付します。

(2) 減免決定前に介護保険料決定が届く場合があります

減免決定の前に、介護保険料決定通知書及び納付書が届いた場合は、納期までに納付をお願いします。口座振替のかたは決定前の金額が引き落としになります。減免決定後、変更通知書を送付します。なお、保険料の払い過ぎとなった場合は原則還付になります。

(3) 減免決定後に保険料が払い過ぎとなった場合

還付通知を送付しますので、保険料の還付請求をお願いします。過去の保険料に未納があった場合は、未納分に充当し、さらに還付できる場合は還付となります。

(4) 減免決定後も決定前の介護保険料額が年金から天引きされる場合があります

年金からの天引きを中止するまでに2か月ほどかかります。保険料の払い過ぎとなった場合は原則還付となります。

(5) 減免決定後の保険料のお支払い

保険料の減免決定後も保険料の納付がある場合は、区から送付される納付書または口座振替により納付してください。これまで年金から天引きで納付されていたかたは、年金天引きにすることができませんので、納付書または口座振替による納付となります。(年金からの天引きが再開するまで半年から1年位かかります。)

#### 4 減免額の計算方法

- (1) 主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症に罹患し死亡した、又は1か月以上の治療を必要とするなどの重篤な傷病を負ったとき …… 全額免除
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和2年の事業収入事業収入等の減少が見込まれ減免の要件に該当するかたは下記のとおりです。

「表1」で算出した対象保険料額に、「表2」の令和元年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額  $((A \times B / C) \times (d))$

##### 【減免額の計算式】

対象保険料額	×	減額又は免除の割合	=	保険料減免額
$(A \times B / C)$		$(d)$		

(表1)

対象保険料額 = $A \times B / C$
A：当該第一号被保険者の保険料額
B：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和元年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額

(表2)

主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
200万円以下であるとき	全額
200万円を超えるとき	10分の8

(注) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和元年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全額が免除になります。

##### 【計算例】

主たる生計維持者である65歳以上かたの収入
令和元年 事業収入 300万円 (事業所得 200万円)、不動産収入 100万円 (不動産所得 50万円) → 合計所得金額 200万円+50万円
令和2年 (見込み) 事業収入 210万円、不動産収入 100万円
⇒ 令和元年の事業収入 300万円 - 令和2年の事業収入見込み 210万円
= 90万円 (前年より3割減少しているので減免該当)
令和2年の介護保険料額 104,832円

	(保険料額)	(事業所得)	(合計所得金額)	
対象保険料額	104,832円	×	200万円	÷ (200万円+50万円) = 83,865円
	(対象保険料額)		(減額又は免除の割合)	
減免額	83,865円	×	(10分の8)	= 67,092円
	(介護保険料額)		(減免額)	(減免後の保険料額)
減免後の保険料	104,832円	-	67,092円	= 37,740円